

様式第 2 号（第 12 条第 1 項関係）

発第 号
年 月 日

様

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会長 印

文 書 開 示 決 定 通 知 書

年 月 日付けで開示申出のありました文書については、社会福祉法人豊
田市社会福祉協議会情報開示規則第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり開示すること
と決定しましたので通知します。

文書の名称又は種類		
開示の区分		☐ 全部開示 ☐ 部分開示
開示の日時		年 月 日 () ☐ 午前 ☐ 午後 時 分
開示の場所		
部 分 開 示 の 内 容	開示しないことと 決定した部分	
	開示しない理由	規則第 8 条第 号に該当するため
	開示しないことと 決定した部分の公 開が可能となる日	年 月 日以後
担当部署		総務課 電 話 (0 5 6 5) 3 4 - 1 1 3 1

備考

- 1 文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 自己情報の開示の場合は、この通知書のほか、運転免許証、旅券等本人であることを証明する書類を持参してください。
- 3 指定された開示の日時に来所できない場合は、あらかじめ担当までご連絡ください。
- 4 開示しないことと決定した部分の開示が可能となる日は、あなたが申出した文書について、開示しない理由がなくなる日があらかじめ明示できるものについてのみ記載されていますので、その日以後、改めて開示申出をすることができます。
- 5 部分開示の決定について不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、異議の申出をすることができます。